

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の役割

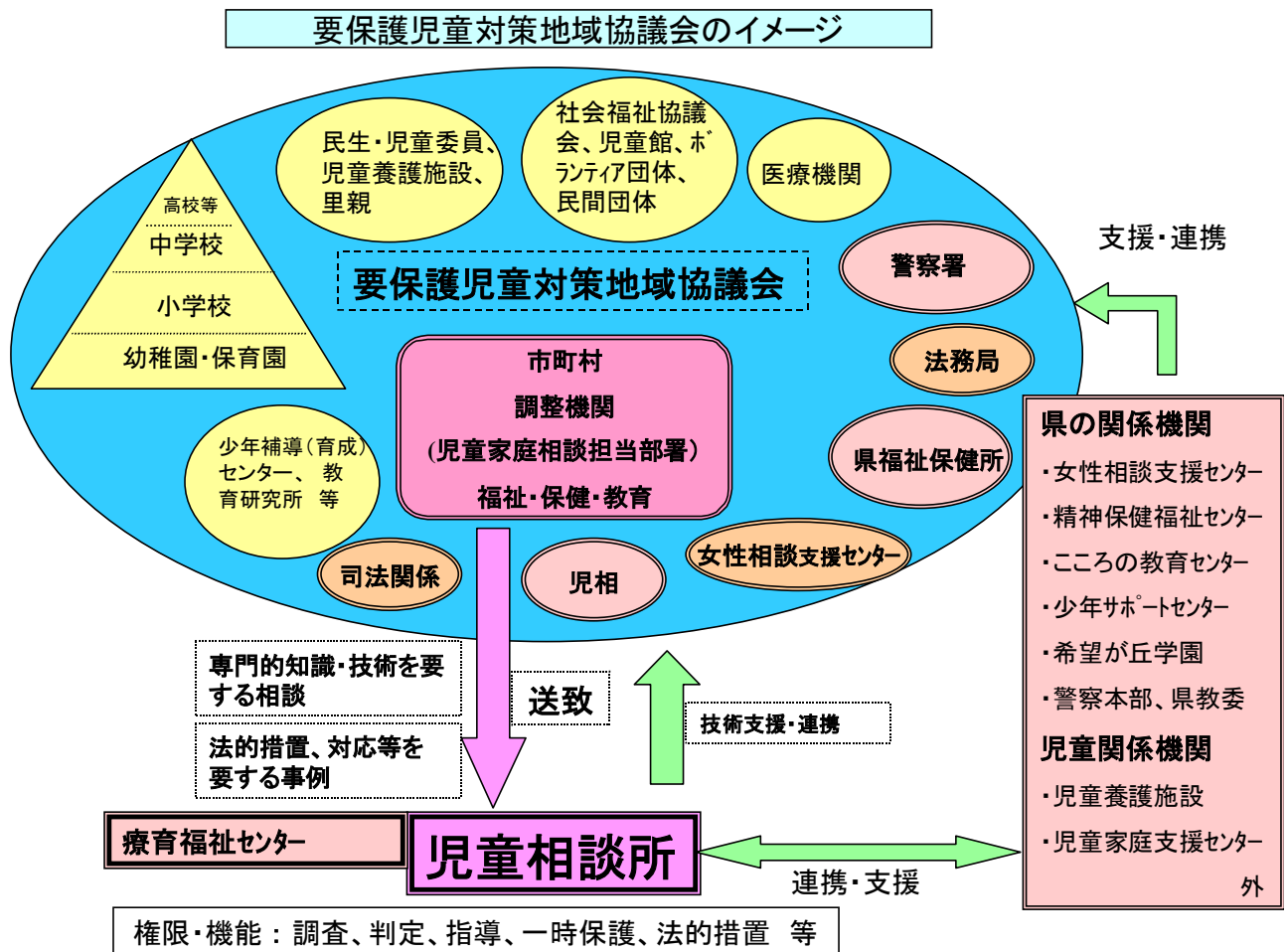
1 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）とは

虐待を受けている児童をはじめとする要保護児童等の早期発見や適切な対応を図るためには、関係機関が当該児童に関する情報や支援についての考え方を共有し、適切な連携のもとで対応していくことが必要です。

この「要保護児童対策地域協議会」（子どもを守る地域ネットワーク）（以下「地域協議会」という。）は、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行うものです。

市町村の児童家庭相談担当部署だけで、全ての要保護児童の支援を行っていくことは困難ですが、この地域協議会を設置し地域の力を活用することにより、多くの関係機関が必要な支援を行えるようになります。

地域協議会の構成



(1) 支援の対象者

- ① 「**要保護児童**（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）」及びその保護者 *要保護児童 「児童福祉法第6条の2第8項」
- ② 「**要支援児童**（保護者の養育を特に支援することが特に必要と認められる児童）」及びその保護者 *要支援児童 「児童福祉法第6条の2第5項」
- ③ 「**特定妊婦**（出産後の養育について出産前において特に支援が必要と認められる妊婦）」
*特定妊婦 「児童福祉法第6条の2第5項」

①、②、③を総称して「**要保護児童等**」という。

(2) 要保護児童対策調整機関

協議会の中心となって、事務の総括（協議事項や参加機関の決定等の開催準備、議事運営、議事録作成等）、支援実施状況の進行管理（状況把握、全虐待ケースの進行管理）、関係機関等との連絡調整などを行います。

- ◎ 調整機関が要保護児童等について進行管理台帳を作成し、実務者会議等の場において定期的に（3ヶ月に1度程度）、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直しを行っていくこととなります。

(3) 地域協議会の意義

地域協議会が有効に機能することで次のようなことが期待できます。

① 早期発見・早期対応

- ・定期的に関係者が顔をあわせ、気になる（軽微な）レベルでのケースの紹介をし合うことで早期発見ができ、深刻化する前に対応ができます。

② 関係機関の連携

- ・関係機関等のメンバーが顔見知りになり、各機関の機能や特色についての相互理解が図られることで、ケースの押し付け合いがなくなります。
- ・多様な視点からの情報が得られることにより、客観的で多角的なケース検討、適切な役割分担、関係機関等の特色を生かした多様な援助が可能になります。
- ・施設利用中の子どもについても、情報共有ができることで、帰省時の見守りや家庭引き取りに向けての地域の体制づくりや家族への援助を行うことができます。

③ メンバーの意識変化

- ・1人がケースを抱え込むという危険性や過重な負担が生じるということが無くなり問題を共有することができるようになります。
- ・関係機関等が分担してケースに関わることで、各機関の限界や大変さを分かち合い孤立感や不安感が減り、仲間としての連帯感が向上します。
- ・要保護児童等への認識が高まり、対応の温度差が解消され、援助の質が向上し、地域での対応が可能なケースが増加します。

(4) 地域協議会の構造

－ 標準モデル組織構成（厚労省：市町村児童家庭相談援助指針）三層構造 －

構成	構成員	目的・協議事項
① 個別ケース 検討会議	要保護児童等に直接関わりを有している担当者 今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童等の状況の把握・問題点の確認 援助方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有 ケースの主担当機関とキーパーソン（主たる援助者）の決定 現に対応している虐待事例についての危険度や緊急度の判断 <p style="text-align: right;">等</p>
② 実務者会議	構成員のうち実際に活動する実務者	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童等の実態把握・支援を行っているケースの総合的把握 すべてのケースについての定期的な状況のフォロー等 主担当機関の確認 援助方針の見直し 要保護児童対策を推進するための啓発活動 地域協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告 <p style="text-align: right;">等</p>
③ 代表者会議	構成員の代表者	<ul style="list-style-type: none"> 実務者会議が円滑に運営整備される為の環境整備など要保護児童等の支援に関するシステムの検討 協議会の活動状況の報告と評価 <p style="text-align: right;">等</p>

2 守秘義務

守秘義務については、次のように定められています。

・児童福祉法第25条の5（秘密保持）

「次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。」

- 一 国又は地方公共団体の機関：当該機関の職員又は職員であった者
- 二 法人：当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者
- 三 前二号に掲げる者以外の者：協議会を構成する者又はその職にあった者

・児童福祉法第61条の3（罰則）

「第25条の5の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。」